

二本松市立地適正化計画における届出制度について

◎立地適正化計画区域内の居住誘導区域外における住宅開発等の動向を把握するため、立地適正化計画区域のうち居住誘導区域外において住宅等の開発や建築の行為を行う場合には、都市再生特別措置法第 88 条第 1 項の規定に基づき、行為着手の 30 日前までに市長への届出が必要になります。

◎都市機能誘導区域内への適切な誘導施設の立地誘導を目指し、立地適正化計画区域内の誘導施設の立地動向を把握するため、立地適正化計画区域のうち都市機能誘導区域外において誘導施設の開発や建築等の行為を行う場合には、都市再生特別措置法第 108 条第 1 項に基づき、行為着手の 30 日前までに市長への届出が必要になります。

届出対象の行為については、下の表を参考にしてください。

【届出が必要な行為（開発行為・建築行為）】

届出行為		居住誘導区域内		居住誘導区域外
		都市機能誘導区域内	都市機能誘導区域外	
住宅	開発行為	届出不要	届出不要	届出必要
	建築行為	届出不要	届出不要	届出必要
誘導施設	開発行為	届出不要		届出必要
	建築行為	届出不要		届出必要
	休廃止	届出必要		届出不要

【二本松市立地適正化計画で定められた誘導施設】

①医療機関

- ・医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院、及び、医療法第 1 条の 5 第 2 項に規定する診療所のうち、内科・外科・産婦人科・小児科のいずれかを有する施設

②商業施設

- ・店舗面積 1,000 ㎡を超え、食料品・飲料水・医薬品のいずれかを取り扱う店舗
(例：スーパーマーケット・ドラッグストア・ホームセンターなど) ※コンビニエンスストアを除く

③子育て支援施設

- ・児童福祉法第 39 条に規定する保育所
- ・児童福祉法第 39 条の 2 に規定する認定こども園
- ・児童福祉法第 40 条に規定する児童館
- ・学校教育法第 1 条に規定する幼稚園
- ・児童福祉法第 7 条第 1 項に規定する児童福祉施設（子ども館等）
- ・「特別保育事業の実施について」の取扱いについてに規定する子育て支援センター

④福祉施設

- ・老人及び児童の福祉向上を図るための福祉センター
- ・老人福祉法第 5 条の 2 第 3 項のデイサービス事業を行う老人デイサービスセンター

(1) 住宅に関する届出

	開発行為の場合	建築等行為の場合
届出対象行為	① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの	① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合
届出様式	様式 1	様式 2
添付書類	○付近見取図 ○立面図(2面以上、宅地分譲の場合は不要) ○各階平面図(宅地分譲の場合は不要) ○土地利用計画図又は配置図 ○求積図(開発区域の面積)	○付近見取図 ○立面図(2面以上) ○各階平面図 ○配置図 ○求積図(敷地面積)
提出部数	2部	2部

届出内容に変更がある場合は行為の変更届出書【様式3】の提出が必要になります。(都市再生特別措置法第8条第2項)

(2) 誘導施設に関する届出

	開発行為の場合	建築等行為の場合	休廃止
届出対象行為	① 誘導施設を有する建築目的の開発行為	① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合	① 都市機能誘導区域内で誘導施設を休止又は廃止しようとする場合
届出様式	様式 4	様式 5	様式 7
添付図書	○付近見取図 ○立面図(2面以上) ○各階平面図 ○土地利用計画図又は配置図 ○求積図(開発区域の面積)	○付近見取図 ○立面図(2面以上) ○各階平面図 ○配置図 ○求積図(敷地面積)	—
提出部数	2部	2部	2部

届出内容に変更がある場合は行為の変更届出書【様式6】の提出が必要になります。(都市再生特別措置法第108条第2項)

【届出の時期】

行為に着手する日の30日前までに二本松市役所建設部都市計画課への届出が必要となります。

なお、届出内容を変更する場合についても、変更に係る行為に着手する日の30日前までに行為の変更届出が必要となります。

※届出をせずに届出該当行為を行ったまたは、虚偽の届出があった場合、三十万円以下の罰金に処される場合があります。(都市再生特別措置法第130条)

◎問合せ先

二本松市役所 建設部 都市計画課 計画係

電話 0243-55-5128

FAX 0243-23-1197

E-mail keikaku@city.nihonmatsu.lg.jp